

平成30年度 藤沢市地域密着型サービス事業者等選定基準表
(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

審査項目		審査基準(満点の基準)	審査の視点
1	事業計画の確実性について	事業開設に必要な土地・建物等について、取得(賃貸借含む)が確実に見込まれ、関係機関との調整が済んでいること。	事業開設までの工程(土地・建物等の取得等(賃貸借含む))から、関係法令等に関する手続き、設備・備品購入、職員確保等)が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。
2	事業の安定性・採算性等に関する計画について	事業を安定して継続的に行うための経営基盤を有していること。また、事業開設から事業運営にかかる費用等について、必要な資金・収支等の計画があること。	・財務諸表の内容。 ・事業所開設にあたって必要となる土地・建物等の取得等(賃貸借含む)および設備・備品購入にかかる費用や、人件費、利用者数の見込みなどが適切に見込まれた事業計画が作成されているか。
3	危機管理体制について	整備予定地の環境に即した具体的な計画やマニュアルが整備されており、定期的な避難訓練等の実施が計画されていること。	・整備予定地の環境を把握しているか。 ・感染症や災害発生時の対応マニュアルの整備状況。 ・感染症予防策、防災・避難訓練の実施や対策が講じられているか。 ・水や食糧などの備蓄品の準備計画があるか。
4	組織倫理体制について	個人情報の保護及び法令遵守等に対する考え方が整備され、かつ、職員等が共通認識を持っていること。	・個人情報の保護、利用者の権利擁護、法令遵守、内部統制について、考え方が整備されているかどうか。また、この考え方について職員等が共通認識をもっているかどうか。 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に対する取組み等はどうか。
5	介護・高齢者福祉・医療サービス等の運営実績について	介護・高齢者福祉・医療サービス等の運営実績があり、運営状況も良好であること。	・代表者等が高齢者福祉及び地域密着型サービスに関して知識・経験を有する者であるかどうか。 ・事業所数、事業所の運営年数などから、運営実績が十分かどうか。
6	適切な事業運営について	法人等が運営する介護保険サービス事業等について、基準等を遵守した適正な運営をしていること。	監査結果等に問題がないかどうか。(ある場合は、その改善が行われているかどうか。)
7	建設予定地について(地域との交流の機会の確保等)	地域住民との交流の機会が確保できる場所であること等。	・周辺住民との位置関係上、交流が見込める場所であるかどうか。 ・既存地域密着型サービス事業所等との位置関係はどうか。
8	整備予定地について(利用者の安全の確保)	利用者の送迎にあたり、送迎車両からの乗降および、事業所までの移動の安全が確保できていること。	・事業所と駐車場の位置関係。 ・利用者の安全な乗降に必要な広さの駐車場確保。 ・路上駐車 of 発生の可能性の有無。
9	応募の動機・理由について	この公募への応募理由等が具体的かつ明確であり、意欲が十分であること。	・応募動機、理由等。

審査項目		審査基準(満点の基準)	審査の視点
10	地域密着型サービスに対する考え方について	事業所が地域に認知され、地域との交流をもとにサービス提供が実施されるよう、また地域の拠点となるよう、具体的な取り組みや考え方があること。	・地域交流スペースの設置および活用について具体的計画があるか(小規模多機能型居宅介護に限る)。 ・町内会・自治会との共同した取り組みの計画等の有無。 ・地域説明会の開催や広報活動の取り組み。 ・地域密着型サービス事業に携わった経験のある管理者の配置等。
11	藤沢型地域包括ケアシステムに対する考え方について	藤沢型地域包括ケアシステムの基本理念及びめざす将来像を理解し、具体的な取り組みや考え方があること。	・介護保険（地域密着型）サービス事業者として、共生社会の実現に向け、分野を超えて支えあう仕組みへの関わり方をどのように考えているか。 ・予定地の日常生活圏域等における社会・地域資源を把握しているか。
12	(看護) 小規模多機能型居宅介護における運営の理念及び方針について	法人等の事業運営に対する方針等が当該サービスの基本方針に沿っていること。	・通い・訪問・宿泊・（看護）サービスを組み合わせた、利用者の様態や希望に応じたサービス提供体制構築に向けた計画や具体的な考え方があるか。 ・食事、排泄など日常的な介護・支援について。 ・利用者家族等の負担軽減（レスパイトケア）の考え方。 ・設備（居間・食堂の広さ、宿泊室数）等。
13	質の高いサービス提供に向けた考え方について	利用者が住み慣れた地域で在宅生活の継続ができるよう、質の高いサービス提供による在宅生活の包括的支援に向けた具体的な取り組みや考え方があること。	・医療介護連携体制構築についての考え方。 ・訪問（看護）体制についての考え方。 ・リハビリテーション実施事業所等との連携体制について。
14	人員の確保について	人員確保計画等が具体的で、開設後の運営に支障のない人員確保ができる見込みがあること。	・法人内での異動等による配置を含め、人員確保計画等に無理がないか。 ・処遇等、求人の方法等に実効性が見込めるか。 ・同法人の既存事業所の常勤・非常勤の割合。
15	人員体制および人材育成（研修計画）について	質の高いサービス提供のための人員配置や職員の育成について、具体的な計画があること。	・人員配置数の考え方。 ・職員に対し、積極的に研修機会等を与える計画となっているか。 ・その研修内容は、偏ることなく、多岐にわたる内容となっているか。
16	認知症ケアへの取り組みについて	認知症ケアへの意識が高く、その取り組みの内容に具体性があること。	認知症ケアに対する考え方をしっかりと持ち、職員一丸となってこれに取り組んでいるかどうか。
17	事故発生時の対応に関する取り組みについて	事故発生時の対応及び再発防止に向けた取り組みが明確である。	・マニュアルが整備されている。 ・利用者家族等との情報交換が行われている。 ・事故発生の原因や再発防止策の検討を行い、職員に周知徹底している。
18	その他	事業者総体評価	

【メモ欄】